

京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）
【漁港漁場等整備事業版】
（案）

平成28年8月
京都府農林水産部水産課

目 次

1. 京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）【漁港漁場等整備事業版】の取り扱い …	1
2. 電子納品の定義と基準 ……	2
2.1 電子納品の定義 ……	2
2.2 準拠する要領・基準 ……	2
3. 設計業務等の電子納品 ……	3
3.1 電子納品の対象範囲及びファイル形式 ……	3
3.2 成果の提出 ……	5
3.3 成果の提出時期 ……	6
3.4 事前協議・指示事項 ……	8
3.5 書類検査について ……	14
4. 運用上の注意事項 ……	15

1. 京都府電子納品ガイドライン(土木設計業務等)【漁港漁場等整備事業版】の取り扱い

本ガイドラインは、電子納品の実施案件に関する京都府が行う漁港、漁場及び海岸整備事業（以下「府営漁港漁場等整備事業」という。）としての運用をとりまとめたものである。本ガイドラインでは、国土交通省策定の各電子納品要領（案）等（以下、国要領(案)とする）を補完し、受発注者間における事前協議の内容やデータ作成の取り決め等、府営漁港漁場等整備事業における電子納品を円滑に実施するための特記事項をとりまとめた。

なお、電子納品の進展に応じて、本ガイドラインの見直しを順次図っていく予定である。

また、国土交通省との取扱いに差違がある代表的な事項は、次のとおりとなっている。

表1 京都府と国土交通省における取扱いの差違

項 目	取扱い		定められて いる国要領(案)	府営漁港漁場等 整備事業におけ る目的等
	府営漁港漁場等 整備事業	国土交通 省		
業務概要書の提出	パワーポイントで作成 ・提出	なし		業務内容の把握 補助検査時の概 要説明
業務計画書及び 打合せ協議簿の 提出	報告書の一部として取 り扱う。	なし	(事前協議 ガイドライ ンに一部協 議事項と定 められている。)	協議事項の軽減
CADデータファイル形式	SXF (SFC)	SXF (P21)	CAD製図 基準(案)	データ容量の縮減
図面ファイルにお ける 線種の扱い	3種類以上 の太さが存 在してよい	なし	CAD製図 基準(案)	
電子化が非効率な 資料	電子納品の 対象外	協議事項	電子納品要 領(案)	受注者の負担軽 減
成果品部数	CD-R 2部 紙成果1部	CD-R 2部	特記仕様書 等	検査時間の短縮 受注者の照査時 間短縮
検査	PCの操作は 受注者が行 う。	なし		検査時間の短縮 受注者の負担軽 減

2. 電子納品の定義と基準

2.1 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果品や管理情報を電子データで納品することをいう。本ガイドラインでいう電子データとは、国要領(案)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2.2 準拠する要領・基準

府営漁港漁場等整備事業における電子納品の実施にあたっては、表2に示す国要領(案)等に準拠し、成果品の作成及び電子納品を行うものとする。

なお、電気通信設備・機械設備工事・官庁営繕事業等に関する業務を実施する場合は、発注者と電子納品の方法等を協議するものとする。

国要領(案)は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページより入手することが可能である。

表2 国要領(案)

国要領(案)	発行月	摘要	入手先
土木設計業務等の電子納品要領(案)【国土交通省】	H20.5	業務成果品の電子納品全体に関する要領	国土交通省国土技術政策総合研究所 http://www.cals-ed.go.jp/
測量成果電子納品要領(案)【国土交通省】	H20.12	測量成果を電子納品する際の仕様	
地質・土質調査成果電子納品要領(案)【国土交通省】	H20.12	地質調査結果を電子化する際の要領	
CAD製図基準(案)【国土交通省】	H20.5	電子図面等を作成する際の基準	
デジタル写真管理情報基準(案)【国土交通省】	H20.5	電子写真を作成する際の基準	
電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	H21.6	業務の電子納品全体に関する運用	
電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	H21.6	測量成果を電子納品する際の運用	
電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	H22.8	地質・土質調査成果を電子納品する際の運用	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)【国土交通省】	H21.6	電子図面等を作成する際の運用	

なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領(案)・基準(案)のうち平成22年9月版は準拠しない。

3. 設計業務等の電子納品

3-1 電子納品の対象範囲及びファイル形式

府営漁港漁場等整備事業における土木設計業務等の電子納品対象範囲は、表3のとおりとする。

原則、各業務（設計、地質調査、測量）において全てを対象とするが、建物調査等業委託においては、事前に受発注者間で協議のうえ、業務の一部を対象外としても良い。

なお、国要領（案）で定められている特記仕様書は、当面の間、対象としない。

表3 電子納品の対象の範囲

表 3-1 設計業務表

国要領（案）等	電子納品対象書類	ファイル形式	フォルダ名称	策定
協議事項	業務概要書（注1） 設計業務等成果品納品書 （注2）	PPT DOC	ルート	
土木設計業務等の 電子納品要領（案）	報告書 業務計画書（チェックシートを含む） 打合せ協議簿（注2）	PDF	REPORT	H20.5
	報告書オリジナル 業務計画書オリジナル （チェックシート含む） 打合せ協議簿オリジナル（注2）	DOC,JTD XLS,PDF（注2）	REPORT/ORG	
デジタル写真 管理情報基準（案）	写真台帳	JPEG	PHOTO/PIC	H20.5
	参考図	JPEG,TIFF	PHOTO/DRA	
CAD 製図基準（案）	設計図面	SXF(SFC)	DRAWING	H20.5

表 3-2 測量業務

国要綱（案）等	電子納品対象書類	ファイル形式	フォルダ名称	策定
協議事項	業務概要書（注1） 設計業務等成果品納品書 （注2）	PPT DOC	ルート	
測量成果電子納品要 領(案)	業務計画書 実施報告書等（注5）	オリジナル	DOC	H20. 12
	協議書（注6）	PDF	DOC	
	測量記録	PDF,標準図式データファイ ル,SXF(SFC),TXT,オリジナ ルその他（注7）	SURVEY/*/WO RK	
	測量成果	PDF,JPGIS 準拠,標準式デー タファイル,SXF(注7)	SURVEY/*/DA TA	
その他		PDF	SURVEY/*/OT HERS	

表3-3 地質・土質業務

国要領(案)等	電子納品対象書類		ファイル形式	フォルダ名称	策定
協議事項	業務概要書(注1)		PPT	ルート	
	設計業務等成果品納品書(注2)		DOC		
土木設計業務等の電子納品要領(案)	報告書 業務計画書(チェックシート含む)打合せ協議簿(注2)		PDF	REPORT	H20.5
	報告書 業務計画書(チェックシート含む) 打合せ協議簿(注1)		PDF	REPORT	
デジタル写真管理情報基準(案)	現場写真		JPEG	PHOTO/PIC	H20.5
	参考図		JPEG, TIFF	PHOTO/DRA	
地質・土質調査成果電子納品要領(案)	ボーリング 柱状図	ボーリング交換用データ	XML	BORING/DATA	H20.12
		電子柱状図	PDF	BORING/LOG	
		電子簡略柱状図	SXF(SFC)	BORING/DRAWING	
	地質平面図、地質断面図		SXF(SFC)	DRAWING	
	コア写真		JPEG	BORING/PIC	
	土質試験及び地盤調査	電子土質試験結果一覧表	PDF	BORING/TEST	
		土質試験結果一覧表データ	XML	BORING/TEST	
		電子データシート	PDF	BORING/TEST	
データシート交換用データ		XML	BORING/TEST		
デジタル試料供試体写真		JPEG	BORING/TEST		

(注1) 業務概要書は京都府が独自に定めるものである。業務の流れが分かる内容とし、簡潔(10頁程度)にまとめたものとする。

なお、ファイル名は、「OUTLnn. PPT」として、フォルダに入れず(ルート直下)に格納すること。(管理ファイルへの記入は不要)

(注2) 設計業務等成果品納品書は、ファイル名は「STATEnn. XXX」として、フォルダに入れず(ルート直下に格納すること。(管理ファイルへの記入は不要)

(注3) 業務計画書及び打合せ協議簿は、国要領(案)で特に定めは無いが、京都府では報告書の一部として納品の対象とする。

なお、ファイル名は PDF ファイルを「REPORTnn. PDF」とし REPORT フォルダに格納し、オリジナルファイルを「REPnn_mm. XXX」として REPORT/ORG フォルダに格納すること。

ファイル名の nn は、業務計画書、報告書、打合せ協議簿の順に連番とする。

例) 業務計画書 5 ファイル、報告書 15 ファイル、打合せ協議簿 5 ファイルの場合

REPORT01. PDF ~ REPORT05. PDF …業務計画書

REPORT06. PDF ~ REPORT20. PDF …報告書

REPORT21. PDF ~ REPORT25. PDF …打合せ協議簿

(注4) 国要領(案)では、書類ファイルについては、『オリジナルファイル形式は監督職員と協議の上決定する。』となっているが、府営漁港漁場等整備事業では、原則、JTD(一太郎形式)・DOC(ワード形式)・XLS(エクセル形式)の3形式とし、それ以外の場合は、PDFに変換するものとする。

(注5) 業務計画書、実施報告等は、ファイル名を SUVRPnnn. XXX し、DOC フォルダに格納する。

ファイル名の nnn は、業務計画書、実施報告等の順に連番とする。

(注6) 製品仕様書はファイル名を SPECPnnn. PDF(XXX)とし、DOC フォルダに格納する。

特記仕様書はファイル名を SPECPnnn. PDF(XXX)とし、DOC フォルダに格納する。

協議書は、ファイル名を MEETSnnn. PDF とし、DOC フォルダに格納する

(注7) SIMA(日本測量機器工業会)等の関係団体等が推奨するファイル形式でも、受発注者間協議により成果の納品は可能とする。

(注8) 数値地形図を SXF(SFC)で納品する場合は現行の拡張 DM-SXF 変換仕様(案)が修正、普及されるまでの期間は、必要な測量情報を保持した「標準図式データファイル」(旧名称:拡張 DM 方式)も併せて納品するものとする。なお、縦横断面図や網図・一覧図類では標準図式データを併せて納品する必要はない。

3.2 成果の提出

電子納品成果は、CD-R に納めた電子データを2部提出するとともに、従来どおりの紙ベースの製本版1部を納品するものとする。なお、DVD-R による納品も協議により認められた場合は、可能とする。DVD-Rにデータを記録する(パソコンを使って記録する)際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF(UDF Bridge)とする。

▼当面の間、電子媒体は副版として位置づけ、従来方式の「紙」による報告書を提出するものとする。

▼紙媒体については、金文字製本等は不要で、簡易なファイル綴じで良いものとする。なお、受注者が成果品の照査を行った際のメモ書き等が残っていても可とする。

また、図面類に関しては、紙媒体の成果品と一緒に1部を原寸で提出すること。

また、縮小版等の定めがある場合は、別途提出すること。

なお、マイラー等の原図に関しては、原則として提出を必要としない。

▼紙図面 SXF (SFC) については、必ず、OCF 検定に合格している SXF 対応ソフトウェアにより印刷するものとし、SXF (SFC) 以外のファイルから印刷したものは認めない。

▼納品された電子媒体 (CD-R) は、下記により保管管理を行う。

・電子成果品 (正・副) は、各公所にて保管管理する。

▼CD-R のフォーマットは、ISO9660フォーマット (レベル1) とする。

▼CD-R には、以下のような情報を記載する。

なお、情報の記載には、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの (シール) の貼り付けは認めない。

- ・TECRIS 登録番号、業務番号
- ・何枚目 / 総枚数
- ・業務名称、業務箇所地名
- ・作成年月
- ・発注者名、受注者名
- ・ウイルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式
- ・受発注者担当のサイン (油性フェルトペン)



3.3 成果の提出時期

当面の間は、検査時は仮成果 (CD-R もしくは DVD-R とし、フラッシュメモリ等は不可とする。) により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を次頁に示す「設計業務等成果品納品書」とともに提出すること。

なお、「設計業務等成果品納品書」も電子納品の対象であり、フォルダに入れず (ルート直下) に業務管理ファイルと一緒に「STATEnn. XXX」として格納すること。(管理ファイルへの記入は不要)

設計業務等成果品納品書（電子媒体含む）

平成 年 月 日

（監督職員） 様

受注者（住所）
（会社名）
（管理技術者等氏名）

下記のとおり、設計業務等成果品を納品します。

記

業務名称：

業務番号：

TECRIS 登録番号：

納品理由：

- 理由例) 1. 完成のため
2. 発注者から成果品の〇〇〇〇に不備の指摘があったため

成果品一覧表

成果品名	納品数量		作成年月日	備考
	紙	電子		
例) 業務計画書	1	2		

※一部修正があった場合は、必ず備考欄に修正したファイル名を記載すること。

3.4 事前協議・指示事項

業務着手時には、業務実施期間中における混乱を避けるため、国要領（案）の内容を熟知するとともに、以下の項目について受発注者間で事前に協議し、協議結果を事前協議チェックシート（以下、チェックシートとする）に取りまとめ、合意を図るものとする。

- (1) 成果品の管理項目
- (2) 書類作成ソフトウェア
- (3) 電子化が非効率な書類等の取り扱い
- (4) 測量ファイルの取り扱い
- (5) 図面ファイルの取り扱い
- (6) 写真ファイルの取り扱い

国要領（案）は、電子納品に係る全ての事項を規定しているものではなく、受発注者間で取り決めるべき事項がある。また、電子納品導入初期でもあり、受発注者双方ともに業務実施中における混乱を招く恐れがあるため、本ガイドラインでは、事前協議事項を別添のチェックシートによって確認しながら進めるものとする。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、業務計画書の付属資料として提出するものとする。

なお、国要領（案）については、随時正誤表が掲載されるためその内容も十分確認するものとする。

(1) 成果品の管理項目

成果品の電子媒体に格納する業務管理ファイル（INDEX_D.XML）※に記入する業務管理項目の内、「設計書コード」及び「予備」については、業務着手にあたって発注者が指示する。（発注者は、チェックシートに設計書コード等を記入してから受注者と事前協議を実施する。）

1) 住所コード

JIS の都道府県コード及び市町村コードより選択し、記入する。

2) 設計書コード（業務番号）

発注機関毎に固有の番号として発注機関の指示に従い記入する。

業務番号は、公所番号（半角 2 桁）＋年度（半角 2 桁）＋事業目番号（半角 2 桁）＋箇所番号（半角 7 桁）＋種別番号（半角 2 桁、業務は 02）＋枝番（半角 2 桁）とし、半角 17 桁とする。

なお、箇所番号については漁港事業は漁港番号（半角数字 7 桁）とするが、漁場事業は当面の間、半角数字 7 桁「0000000」とする。

例(漁港事業):平成27年度舞鶴漁港防波堤等基本設計業務(27●●業務第2の1号) 公所番号:80、年度:27、事業目:02、箇所番号:3030010、種別番号:02、枝番:01

→ 80270230300100201

3) 予備

工事管理項目のうち、「予備」については、当面の間は半角数字 11 桁「00000000000」とする。

また、公所番号等については次のとおりとする。

表4 箇所番号

漁港名	番号
中浜	3040010
舞鶴	3030010

表6 事業目番号

事業目	番号
水産振興費	0 1
漁港建設費	0 2
漁港管理費	0 3

表5 公所番号

公所名	番号
本庁	0 0
水産事務所	8 0
その他	9 9

表7 種別番号

種別	番号
工事	0 1
業務	0 2
その他	0 3

※【参考 INDEX_D.XML 記入例】

XML フォーマットデータは、電子納品作成支援ソフト等を使用して作成することができる。XML フォーマットデータの例を参考に示す。

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" ?>
<!DOCTYPE gyomudata SYSTEM"INDE_C04. DTD">
- <constdata DTD_version="04">
- <基礎情報>
  <メディア番号>1</メディア番号>
  <メディア総枚数>1</メディア総枚数>
  <適用要領基準>土木200805-01</適用要領基準>
  <報告書フォルダ名>REPORT</報告書フォルダ名>
  <報告書オリジナルファイルフォルダ名>REPORT/ORG</報告書オリジナルファイルフォルダ名>
  <図面フォルダ名>DRAWING</図面フォルダ名>
</基礎情報>
- <業務件名等>
  <業務実績システムバージョン番号>4.0</業務実績システムバージョン番号>
  <業務実績システム登録番号>3000497558</業務実績システム登録番号>
  <設計書コード>80270230300100201</設計書コード>
  ←発注者指示
  <業務名称>〇〇漁港防波堤等実施設計業務</業務名称>
  ←発注者指示
- <住所情報>
  <住所コード>26501</住所コード>
  <住所>京都府舞鶴市字〇〇</住所>
</住所情報>
  <履行期間-着手>2015-08-19</履行期間-着手>
  <履行期間-完了>2016-03-10</履行期間-完了>
</業務件名等>

```

- <場所情報>
<測地系>01</測地系>
- <境界座標情報>
<西側境界座標経度>1351934</西側境界座標経度> ← <http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/search.html>
<東側境界座標経度>1351933</東側境界座標経度>
<北側境界座標緯度>0352743</北側境界座標緯度>
<南側境界座標緯度>0352742</南側境界座標緯度>
</境界座標情報>
</場所情報>
- <発注者情報>
<発注者機関コード>22601157</発注者機関コード>
<発注者機関事務所名>京都府水産事務所</発注者機関事務所名>
</発注者情報>
- <受注者情報>
<受注者名>〇〇〇〇コンサルタント株式会社</受注者名>
<受注者コード>0000000000</受注者コード>
</受注者情報>
- <業務情報>
<主な業務の内容>1</主な業務の内容>
<業務分野コード>1900000</業務分野コード>
<業務キーワード>漁港施設</業務キーワード>
<業務キーワード>防波堤設計</業務キーワード>
<業務キーワード>突堤</業務キーワード>

<業務概要>本業務は、〇〇漁港区域内の静穏度を確保するため計画している、第2防波堤の新設及び第1突堤の改良に係る実施設計を行うものである。基本設計については、平成〇〇年度〇〇漁港防波堤等基本設計業務において実施済みのため、これに基づき行う。</業務概要>
</業務情報>
<予備>0000000000</予備>
←発注者指示
<ソフトメーカ用 TAG>〇〇〇〇(国交省設計版) Ver 〇.〇〇</ソフトメーカ用 TAG>
</gyomodata>

(2)書類作成ソフトウェア

業務着手時に、書類作成に使用する一般的なソフトウェアの種類・バージョンについて協議を行い、その結果を事前協議チェックシートに記入の上、書類データを作成するものとする。

なお、書類データを作成するときの注意点として、次のことを遵守すること。

・各ファイルサイズの上限は10MBまでとし、それを越える場合は、章や編等で分割し、10MB以内とすること。

(3)電子化が非効率な書類等の取り扱い

スキャニングが必要な次の資料等については、電子納品の対象としない。

- ・紙でしか入手できない図面
- ・カタログ

(4)測量ファイルの取り扱い

測量成果の作成については、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて作成し、納品することを基本とする。

「測量成果電子納品要領（案）」に該当しない工種の取り扱いについては、受発注者で協議し取り決めるものとする。

(5)図面ファイルの取り扱い

図面の作成については、「CAD製図基準（案）」に基づいてCADデータを作成し、納品することを基本とする。

「CAD製図基準（案）」に該当しない工種の取り扱いについては、受発注者で協議し取り決めるものとする。

1) CADデータ交換フォーマット

本府においてはSXF（SFC）形式による納品とする。

なお、図面SXF（SFC）ファイルは、OCF検定に合格しているSXF対応ソフトウェアにより印刷し、確認した上で、納品するものとする。

また、SXFフォーマットのレベルは、「SXF Ver2.0 レベル2 以上」とする。

2) ファイル名

CADデータのファイル名は、半角8文字で以下の原則に従うものとしている。

CADデータのファイル命名規則； ○■○○□□□▲.拡張子

○ 半角英数字1文字：ライフサイクル（S、D）

■ 半角英数字1文字：整理番号（0～9、A～Z）

○○ 半角英数字2文字：図面種類（Ex、平面図PL）

□□□ 半角英数字3文字：図面番号（001～999）

▲ 半角英数字1文字：改訂履歴（0～9、A～Y、最終はZとする）

上記のうち、■整理番号については、次の扱いを基本とする。

表8 整理番号

業務項目	整理番号	内容
設計業務	0	基本計画
	1	概略設計
	2	基本設計
	3	実施設計
	4	その他
土質調査	5	簡略柱状図
	6	地質平面図
	7	土質・地質断面図
	8	その他
測量業務	9	基準点測量
	A	路線測量
	B	河川測量
	C	用地測量
	D	その他

3) 表題欄

ア) 表題欄の位置

表題欄は、図面の右下隅輪郭線に接して記載することを原則とする。

イ) 記載事項

表題欄の記載事項は、以下の項目を標準とする。ただし、これにより難しい場合は、別途基準等にて定めることで、その一部を変更・追加できるものとする。

- (工事名) 工事名を記載する。
- (工事番号) 工事番号を記載する。(業務番号を入れるかまたは空欄とするかを、監督職員と協議すること)
- (施工箇所) 施工箇所を記載する。
- (図面種類) 図面の種類を記載する。
- (縮 尺) 紙出力する際の縮尺を記載する。
- (図面番号) 図面番号を記載する。

ウ) 表題欄の様式

表題欄の寸法及び様式は、図1を標準とする。

	80	
	20	60
20	工 事 名	平成〇〇年度〇〇漁港整備工事
10	工 事 番 号	〇〇地域第〇の〇号
10	施 工 箇 所	〇〇市〇〇町字〇〇地先
10	図 面 種 類	平 面 図
10	縮 尺	1 : 500
10	図 面 番 号	1 葉之内 1

図1 表題欄の様式

4) 平面図

平面図は、次ライフサイクルでの再利用性、将来の GIS への活用等を考慮して、「縮尺」及び「測地座標系」の設定を行うものとする。

5) 線種に関する取り扱い

CAD 製図基準(案)における次の線種、文字に関することについては、協議しなくても良いものとする。

- ・基準(案)では1レイヤ1線種となっているが、見えない部分の形を示す線、境界線、想像線等が必要な場合は、同一レイヤに複数の線種を使用しても良い。

- ・基準(案)では線の太さを3種類(輪郭線は別)と定義されているが、表現が難しい等の問題があるため、3種類以上の太さが存在して良い。(設計業務で積極的に使用するものではない)

- ・文字のフォントサイズについては、基準(案)で定めるサイズ以外に、公共測量作業規程で定める文字高さも存在して良い。(設計業務で積極的に使用するものではない)

6) 図面管理項目における対象工種の取り扱い

対象工種の番号については、次のとおりとする。

表9 対象工種一覧表

対象工種		入力数値
水域施設	航路、泊地及び船だまり 他	6 0 1
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤、胸壁、水門、こう門 他	6 0 2
係留施設	岸壁、係留浮標、係船ぐい、さん橋、浮さん橋、物揚場、船揚場	6 0 3
臨港交通施設	道路(車道、歩行者専用道、トンネル)、駐車場、橋りょう、鉄道又は軌道、運河、ヘリポート	6 0 4
荷さばき施設及び移動式荷役機械	上屋 他	6 0 5
産業廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理用に供する船舶及び車輛	廃棄物護岸、廃棄物受入施設 他	6 0 6
漁港環境整備施設	海浜、緑地 他	6 0 7
その他の漁港施設		6 0 8
海岸施設	堤防、護岸、緩傾斜堤、胸壁、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波堤、高潮・津波防波堤、人工岬、人工海浜、付帯施設	6 0 9
その他漁港・海岸施設		6 1 0
漁場施設	魚礁、増殖場、養殖場 他	6 1 1
その他漁場施設		6 1 2

7) 写真ファイルの取り扱い

調査等で撮影する写真データを写真資料として納品する場合は、「デジタル写真管理情報基準（案）」に準拠して、成果品を作成するものとする。

デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数120万画素（1,280×960 Quad-VGA）程度を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。

また、記録形式は JPEG とし、圧縮率（撮影モード）については、最高画質を（圧縮率が最も低いモード）を基本とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定する。

また、写真データは、フィルムをデジタル写真に取り込む場合も同じ扱いとする。

なお、次の写真は、デジタル写真管理情報基準（案）の対象外とする。

- ・計画・設計業務等の報告書中に引用される写真
- ・景観設計等において、修正・編集することが前提となっている写真（イメージデータ）
- ・土質調査のコア写真（地質・土質調査成果電子納品要領(案)に従うこと）

3.5 書類検査について

成果品の書類検査は、電子データで検査を行うことを原則とするが、紙媒体による検査についても補完として実施する。

なお、検査時は仮成果（CD-R もしくは DVD-R とし、フラッシュメモリ等は不可とする。）で行うものとし、検査完了後、電子媒体での提出するものとする。

(1) 仮成果のチェック

成果品の書類検査前までに、受注者及び監督職員は、電子成果品が土木工事等電子納品実施マニュアル(案)【農林水産部版】（平成28年8月）に沿って作成されているか次のチェックを行う。

▼ ウィルスチェック

ウィルス対策ソフトによる電子成果品に保存されているファイルのウィルスチェック

▼ XML ファイル等のチェック

国土交通省「電子納品チェックシステム」及び度土木工事等電子納品実施マニュアル（案）【農林水産部版】（平成28年8月）等に基づいているかをチェック

【参考】国土交通省 「電子納品チェックシステム」

<http://www.cals-ed.jp>

なお、次のエラーについては、問題ないものとして取り扱うこととする。

- ・協議事項に伴うエラー
- ・CADレイヤーに関するエラー（SXF(SFC)はチェック出来ないため）
- ・業務概要書に伴うエラー

異常が認められた場合、発注者は、受注者へチェックシステムが出力するエラーリスト等をもとに指示するとともに電子成果品を返却する。

受注者は、速やかに不備を修正して再度提出を行うものとする。

(2)電子検査の実施方法

検査時における書類等の閲覧は、受注者が使用した電子納品支援ソフトのビューワーを使用するものとし、操作も原則、受注者が行うものとする。

特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者により準備を行うこととする。

(3)本成果の提出

受注者は、検査時に修正等の指示があれば速やかに修正を行った上で、設計業務等成果品納品書とともに電子媒体を2部、紙媒体1部を提出するものとする。

(4)本成果のチェック

本成果のチェックは、発注者側で電子成果品の保管及び登録を前提に、次のチェックを行うものとする。異常が認められた場合は受注者へ電子成果品を返却する。

▼ウィルスチェック

アンチウィルスソフトによる電子成果品に保存されているファイルのウィルスチェック

▼XMLファイル等のチェック

国土交通省「電子納品チェックシステム」及び土木工事等電子納品実施マニュアル（案）【農林水産部版】（平成28年8月）に基づいているかをチェック

4. 運用上の注意事項

受注者は、機器の故障、盗難、災害等により、電子データの消失等に注意するとともに、バックアップ等の安全管理を適切に行うこと。

業務委託事前協議チェックシート (1/2)

	項目	記入欄	備考
1 業務情報	協議日		和暦
	工事/業務区分	【発注者指示】 業務	
	発注年度	【発注者指示】	和暦
	電子納品要領基準適用年月		和暦
	業務番号	【発注者指示】	例) 27●●業務第2の1号
	設計書コード	【発注者指示】	例) 80270230300100201(業務番号)
	契約番号	【発注者指示】	(半角数字「0」を11桁)
	TECRIS登録番号		
	件名		事業名+地区名等
	路河線名		
	業務部門		テクリスの業務部門参考
	詳細部門		テクリスの詳細部門参考
	業務段階		テクリスの業務段階参考
	業務内容		テクリスの業務内容参考
	業務キーワード(代表)		テクリスの業務キーワード参考
	施工箇所住所		
	起点側測点-n		
	起点側測点-m		
	終点側測点-n		
	終点側測点-m		
	起点側距離標-n		空欄でも可
	起点側距離標-m		空欄でも可
	終点側距離標-n		空欄でも可
	終点側距離標-m		空欄でも可
	西側境界座標経度		
	東側境界座標経度		
	北側境界座標緯度		
	南側境界座標緯度		
	施設名称		〇〇BP、〇〇橋等
	履行期間(始め)		和暦
	履行期間(終わり)		和暦
	発注者事務所名		
	発注者電話番号		代表番号
	受注者名		
	受注者電話番号		代表番号
TECRIS通知番号			
委託金額			
2 担当者情報	氏名(発1)		監督員(必須)
	役職(発1)		
	監督員名(発1)		
	事務所/部門名(発1)		
	課(発1)		
	係(発1)		
	メールアドレス(発1)		
	電話番号(発1)		代表と同じ場合は空欄
	氏名(発2)		担当係長等(必須)
	役職(発2)		
	監督員名(発2)		
	事務所/部門名(発2)		
	課(発2)		
	係(発2)		
	メールアドレス(発2)		
	電話番号(発2)		
	氏名(発3)		その他(空欄でも可)
	役職(発3)		
	監督員名(発3)		
	事務所/部門名(発3)		
	課(発3)		
	係(発3)		
	メールアドレス(発3)		
	電話番号(発3)		
	氏名(発4)		その他(空欄でも可)
	役職(発4)		
	監督員名(発4)		
	事務所/部門名(発4)		
	課(発4)		
	係(発4)		
	メールアドレス(発4)		
	電話番号(発4)		
	氏名(発5)		その他(空欄でも可)
	役職(発5)		
	監督員名(発5)		
事務所/部門名(発5)			
課(発5)			
係(発5)			
メールアドレス(発5)			
電話番号(発5)			

業務委託事前協議チェックシート (2/2)

項目	記入欄	備考			
2 担当者情報	氏名 (受1)		管理技術者等 (必須)		
	役職 (受1)				
	監督員名 (受1)				
	事務所/部門名 (受1)				
	課 (受1)				
	係 (受1)				
	メールアドレス (受1)				
	電話番号 (受1)				
	氏名 (受2)			照査技術者等 (空欄でも可)	
	役職 (受2)				
	監督員名 (受2)				
	事務所/部門名 (受2)				
	課 (受2)				
	係 (受2)				
	メールアドレス (受2)				
	電話番号 (受2)				
	氏名 (受3)				その他 (空欄でも可)
	役職 (受3)				
	監督員名 (受3)				
	事務所/部門名 (受3)				
	課 (受3)				
係 (受3)					
メールアドレス (受3)					
電話番号 (受3)					
3 書類作成ソフトウェア名及びバージョン	ウイルス対策ソフト				
	ワープロソフト				
	表計算ソフト				
	CADソフト				
	写真管理ソフト				
	電子納品支援ソフト				
	その他				
4 電子納品の対象範囲 (ファイル形式を記入、対象外は空欄)	業務概要書				
	業務計画書				
	業務打合せ簿				
	報告書				
	図面				
	写真				
	設計-構造計算書・解析結果				
	設計-数量計算書				
	測量-測量記録				
	測量-測量成果				
	測量-その他				
	地質-ボーリング柱状図				
	地質-コア写真				
地質-土質試験・地質調査					
5 電子化が非効率な成果品の取り扱い	紙でしか入手できない図面等				
	カタログ等				
6 写真ファイルの取り扱い	画素数		1280*960等		
	画質モード		スーパーファイバ、高画質等		
7 図面ファイルの取り扱い	A版サイズ以外を使用する場合図面の大きさ規定にないファイル名の取り扱い				
8 検査時に受注者が用意する支援ソフトの有無	電子納品ソフト				
	写真閲覧用				
	図面閲覧用				
9 その他	その他				